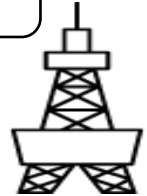


事業者の皆様へ

大阪府都市整備部建築指導室審査指導課

送電線、通信線等の中継する鉄塔や電柱（以下「鉄塔等」という）、携帯電話基地局のアンテナ等を解体又は維持・修繕する際の、建設リサイクル法上の取扱いと留意事項について



### 鉄塔等の基本的な考え方

鉄塔等は、建築物以外の工作物（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等）に該当します。

このうち、請負代金が500万円以上の工事が届出の対象建設工事となります。

《参考》建設リサイクル法施行令第2条第4号

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金が500万円以上であるもの

ただし、建設リサイクル法第9条第1項の規定によれば、すべての工作物が対象となるわけではなく、「特定建設資材を用いた」工作物の解体工事又は「その施工に特定建設資材を使用する」工作物の新築工事等が対象であるとしていますので、それ以外の工事は対象とはなりません。

《参考》建設リサイクル法施行令第1条

特定建設資材とは、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③ 木材、④アスファルト・コンクリートを言います。

例えば、コンクリート基礎を有する鉄塔の鉄部分のみを解体する場合、「特定建設資材を用いた」工作物の解体工事となるため、請負代金が500万円以上の工事が届出対象工事となります。参考として下記の質疑応答集のQ31をご覧ください。

《参考》国土交通省 建設リサイクル法 質疑応答集

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/qanda/qanda2.pdf>

注) Q31には、「建築物」と記載されていますが、「工作物」についても同様の取扱いであることを国土交通省に確認しております。

## 届出事例①

## コンクリート基礎を用いた鉄塔の補修工事

送電線の中継する鉄塔

- ・鉄部位だけの補修（一部取り壊し工事が含まれる場合）
- ・請負代金 850万円
- ・工事材料として、特定建設資材を一切使用しない。

○様式第一号（届出書）

1 工事概要

①② 略

③工事の種類及び規模

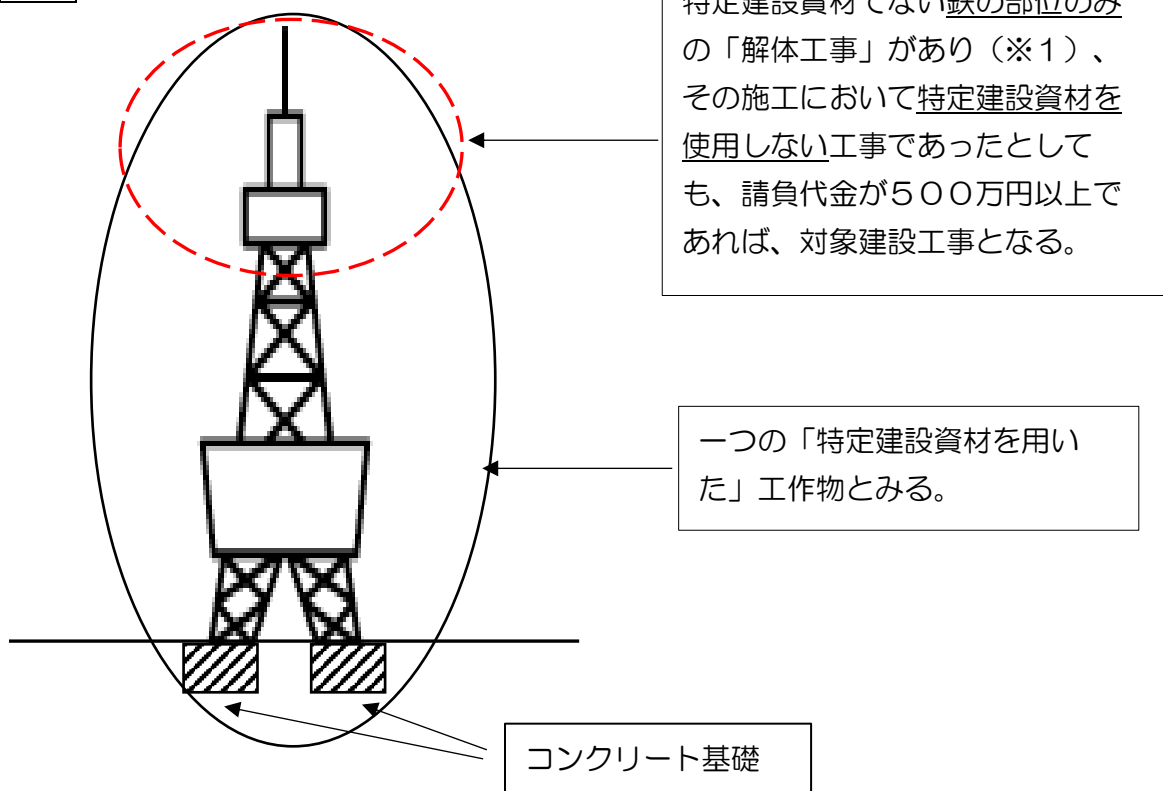
建築物に係る解体工事

建築物に係る新築又は増築の工事

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金850万円

図解



（※1）「解体工事」の定義について

《参考》国土交通省 建設リサイクル法 質疑応答集

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d111pdf/recyclehou/qanda/qanda2.pdf>

Q11にて、「工作物」の「解体工事」については「建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事」と示されています。

## 届出書記入例

○別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等）

### 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> その他( <b>鉄塔</b> )		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input checked="" type="checkbox"/> 解体工事 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工程ごとの 作業内容 及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他( ①→④ ) その他の場合の理由( )		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	<b>1</b> トン		
廃棄物 発生 見込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み 使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <b>0</b> トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考	<b>排出する特定建設資材が無い計画の場合、「0」と記入してください。</b>		

## 届出事例②

建築物に設置されている携帯電話基地局の維持・修繕工事

○携帯電話基地局の場合、マンションその他の建築物の屋上等を賃借して、設置するケースがよく見られます。その場合の多くは、アンテナ設備等は、建築物ではなく工作物とみなしますので「建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等」に該当とし、下記の届出対象工事が考えられます。

- ・ 特定建設資材を用いた工作物に解体があり請負代金が500万円以上の場合（解体工事の定義はP2の※1参照）
- ・ その施工に特定建設資材を使用する新築工事等において請負代金が500万円以上の場合